



令和8年6月1日から 特定金属くず買受業を営もうとする方は 警察への届出が必要となります！

- 対象者
特定金属くず買受業を営もうとする者
(令和8年6月1日時点で既に営業をしている方も届出が必要)
- 開始届出の方法
営業所ごとに、その所在地を管轄する警察署に届出
(県内に営業所が複数ある場合、1つの警察署でまとめて届出が可能)
- 届出期日
営業を開始しようとする日の前日まで
(令和8年6月1日時点で既に営業をしている方は、令和8年8月31日まで)

※ 届出をした方は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名等
(氏名又は名称、届出番号等)の表示【裏面を参照】が必要です。

特定金属くず買受業を 営む者の義務

- 1 買受けの相手方の本人確認・
本人確認記録の作成
- 2 取引記録の作成
- 3 警察官への申告(買受けに係る
特定金属くずに盗品の疑い等が
ある場合)

特定金属くずとは

特定金属(※1)により構成されて
いる金属くず(※2)で、重量又は
価格の2分の1以上を特定金属が
占めるもの

例：銅線、銅板、金属管

※1 令和8年6月1日時点では、銅のみ

※2 製造過程で生じる端材、古物に該当する
ものは除く



問い合わせ先

三重県警察本部生活安全企画課 059-222-0110 (内線3023・3024)
又は、県内の各警察署生活安全課(生活安全刑事課)

別記様式第 1 号

特定金属くず買受業者

開始届出書を提出した 公安委員会	公安委員会
届 出 番 号 等	第 号
氏 名 又 は 名 称	
営業所の名称	

備考

- 1 この様式は、特定金属くず買受業を営む者が営業所に表示する氏名等の様式とする。
- 2 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業企画 A 4 とする。